



栃木県公報

平成28年
7月27日(水)
号外
第53号

目次

規 則

- とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 1
- とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第五十三号

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。
平成二十八年七月二十七日

栃木県知事 福田 富一

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第二十六号）の施行期日は、平成二十八年八月一日とする。

栃木県規則第五十四号

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十八年七月二十七日

栃木県知事 福田 富一

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則（平成十二年栃木県規則第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

- 一 本館にあつては国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）（その日が日曜日又は土曜日に当たる場合を除く。）及び毎月の第一日曜日、障害者スポーツセンターにあつては毎週月曜日（その日が休日に当たる場合は、その日後のその日に最も近い休日以外の日）

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四条中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同条第一号中「施設」の下に「（本館の施設に限る。）」を加え、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

- 二 条例別表に掲げる施設（本館の施設を除く。） 午前九時から午後九時まで

第七条第一項中「別表に掲げる施設を継続して利用する」を「別表備考第一項に規定する会議室等を継続して利用する場合又は同項に規定するレクリエーション室等を継続して専用利用する」に改め、同条第二項中「個人で」を「本館の」に、「を利用する」を「を普通利用する」に改める。

別表第二中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第15条関係）

- 1 本館の会議室等を利用する場合又は本館のレクリエーション室を専用利用する場合

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の基準額（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額

正午から午後1時までの時間帯又は午後5時から午後6時までの時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の基準額に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午後6時から午後9時までの利用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額

2 障害者スポーツセンターの会議室を利用する場合又は障害者スポーツセンターのアリーナ等を専用利用する場合

区 分	30分当たりの時間外の利用料金の基準額（円）
午前9時前の時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午前9時から正午までの利用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額
正午から午後1時までの時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午後1時から午後5時までの利用料金の基準額に100分の15を乗じて得た額
午後9時後の時間帯を利用する場合	条例別表の利用時間区分が午後7時から午後9時までの利用料金の基準額に100分の25を乗じて得た額

別記様式第1号及び別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第1号 (第5条関係)

とちぎ福祉プラザ利用許可申請書		年 月 日
指定管理者	様	申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ (法人その他の団体にあつては、主たる事務所の 所在地及び名称並びに代表者の氏名) 担 当 者 _____ 電 話 番 号 _____
次のとおりとちぎ福祉プラザの利用をしたいので申請します。		
行事等の名称		
利用目的		
本 館	利用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
	利用時間	<input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後6時から午後9時まで
	利用施設	<input type="checkbox"/> 研修室 (第1・第2・福祉 (A・B)) <input type="checkbox"/> 特別会議室 <input type="checkbox"/> 会議室 (201・301・401・402・403) <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> レクリエーション室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 調理実習室
障 害 者 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	利用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで
	利用時間	<input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで
	利用施設	<input type="checkbox"/> アリーナ (全面・半面) <input type="checkbox"/> サウンドテーブルテニス室 (1・2) <input type="checkbox"/> 観覧室兼多目的室 <input type="checkbox"/> 会議室
附属設備及び器具	<input type="checkbox"/> オーバーヘッドプロジェクター <input type="checkbox"/> CCDカメラ一体型液晶データプロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 持込器具電源利用料 (W)	
使用予定者数	人	
使 用 責 任 者	住 所	
	職 氏 名	
	電 話 番 号	() F A X ()
共 催 者 名		
入 場 料	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (入場料等 円)	
開 場 時 間	時 分から 時 分まで	
搬 入 日 時	月 日 時 分から 時 分まで	
搬 出 日 時	月 日 時 分から 時 分まで	
そ の 他 (特記事項)		

別記様式第2号 (第5条関係)

とちぎ福祉プラザ利用許可書

第 年 月 日 号

様

年 月 日付けて申請のあったとちぎ福祉プラザの利用を次のとおり許可します。

指定管理者



行事等の名称			
利用目的			
本館	利用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで	
	利用時間	<input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後6時から午後9時まで	
	利用施設	<input type="checkbox"/> 研修室 (第1・第2・福祉 (A・B)) <input type="checkbox"/> 特別会議室 <input type="checkbox"/> 会議室 (201・301・401・402・403) <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> レクリエーション室 <input type="checkbox"/> 和室 <input type="checkbox"/> 調理実習室	
障害者スポーツセンター	利用期間	年 月 日 (曜日) から 年 月 日 (曜日) まで	
	利用時間	<input type="checkbox"/> 午前9時から正午まで <input type="checkbox"/> 午後1時から午後5時まで <input type="checkbox"/> 午後5時から午後7時まで <input type="checkbox"/> 午後7時から午後9時まで	
	利用施設	<input type="checkbox"/> アリーナ (全面・半面) <input type="checkbox"/> サウンドテーブルテニス室 (1・2) <input type="checkbox"/> 観覧室兼多目的室 <input type="checkbox"/> 会議室	
附属設備及び器具		<input type="checkbox"/> オーバーヘッドプロジェクター <input type="checkbox"/> CCDカメラ一体型液晶データプロジェクター <input type="checkbox"/> ピアノ <input type="checkbox"/> 持込器具電源利用料 (W)	
利用料金		円	支払期限 年 月 日
許可の条件			
利用上の注意		1 とちぎ福祉プラザ設置及び管理条例及びとちぎ福祉プラザ設置及び管理条例施行規則に従うこと。 2 利用当日は、本許可書を受付の係員に提示すること。	

附 則

この規則は、平成二十八年八月一日から施行する。

(保健福祉課)